

添付法令資料 4 :

自動車サンプリング試験の手續に関する 2019 年 8 月 7 日付
インドネシア共和国運輸大臣規則 No.54 (目次)
同月 12 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 自動車サンプリング試験
 - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 自動車の基礎及び完成車についてのサンプリング試験 (第 6 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 自動車の設計及びエンジニアリングのサンプリング試験 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 4 節 サンプリング試験数の追加 (第 16 条ないし第 18 条)
 - 第 5 節 技術規格の適合性並びに物理的適合性の研究及び調査内容報告 (第 19 条ないし第 24 条)
- 第 3 章 雑則及び経過規定 (第 25 条)
- 第 4 章 終則 (第 26 条及び第 27 条)